

【法務担当者・管理職向け】 リーガルリスク管理 & 弁護士 連携ガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

【法務担当者・管理職向け】リーガルリスク管理&弁護士連携ガイド

非弁行為（弁護士法72条違反）とは

非弁行為とは、弁護士または弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で法律事務を取り扱うことを指します。弁護士法第72条により禁止されており、違反すると刑事罰の対象となります。

この規定は、法律知識のない者が不当に介入することで、当事者の利益が損なわれたり、法的秩序が乱されたりすることを防ぐために設けられています。

非弁行為とみなされるには、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

要件	内容
1. 弁護士または弁護士法人でないこと	弁護士資格を持たない個人や法人が対象です。
2. 法律事務を取り扱うこと	訴訟、調停、示談交渉、法律相談などが該当します。
3. 報酬を得る目的があること	金銭だけでなく、物品や接待などの利益も含まれます（実際に受け取ったかどうかは問われません）。
4. 業として行うこと	反復継続して行う意思がある場合を指します（1回限りでも、反復の意思があれば該当）。

【法務担当者・管理職向け】リーガルリスク管理&弁護士連携ガイド

禁止される「法律事務」の境界線

企業活動において特に注意が必要なのは、自社の従業員や外部のコンサルタント、他土業が行う業務範囲です。

・交渉行為の禁止

行政書士などは「書類作成」の代行はできますが、相手方との「示談交渉」や「法的判断を伴う折衝」を行うことはできません。例えば、債権回収において、内容証明郵便の作成代行は可能ですが、「支払いの猶予交渉」や「減額交渉」を行うと非弁行為になります。

・認定司法書士の例外

認定司法書士（法務大臣の認定を受けた司法書士）に限り、簡易裁判所管轄（訴額140万円以下）の民事紛争についてのみ、弁護士同様に代理業務を行うことが認められています。

【法務担当者・管理職向け】リーガルリスク管理&弁護士連携ガイド

違反した場合のリスクと企業の対応

非弁行為に関与した場合、依頼した企業側も大きなリスクを負います。

・刑事罰

違反者は「2年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金」に処されます。

・契約の無効

非弁行為に基づいて締結された契約（示談書など）は、公序良俗違反として「無効」と判断される可能性が高く、トラブルが蒸し返される原因となります。

・適切な連携

法的紛争や複雑な交渉が発生した場合は、安易に自社のみで解決しようとせず、速やかに顧問弁護士等の専門家に依頼する体制を整えてください。